

## 代理申請について

### 世帯主本人による特別定額給付金の申請・受給ができない場合

世帯主の方が寝たきり等で申請書を作成・送付することができないといった場合には、世帯主に代わり、給付金の代理申請・受給が認められていますが、他者によるなりすましなどの不正な行為を防ぐため、代理申請・受給ができる方の範囲について、以下のとおりとなっています。

代理申請・受給を検討されている方は、十分にご注意ください。

### 代理申請・受給ができる方

## 代理申請については、世帯主が申請・受給できない場合に 限らせていただきます。

### 具体例

- ◎単身世帯で寝たきりの方や認知症の方
  - 民生委員、自治会長、親類の方等平素から世帯主本人の身の回りの世話をされている方で、代理申請・受給をすることが適当であると日南町が認める方
- ◎老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所している方
  - 施設の職員
- ◎里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている方
  - 里親
- ◎配偶者からの暴力を受けているDV被害者
  - 民間支援団体
- ◎留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者
  - 弁護士



### 代理人の本人確認及び本人との関係の確認

代理人が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申告書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する必要があります。

## 代理人の本人確認ができなかった場合又は本人と代理人との関係を確認できなかった場合には、申請は受け付けられません。ご注意ください。

申請方法等詳しくは役場総務課にご確認ください。 【連絡先】 TEL 82-1111

# 特別定額給付金

## （1人につき10万円給付）について



特別定額給付金は5月15日から申請受付を開始しました。

申請期限は、令和2年8月14日までです。

（受付開始から3か月と国で定められています。）

申請期限を過ぎた場合、受付ができなくなりますので早めの申請をお願いします。



### Q 給付金の対象者はだれですか

対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に登録されている方になります。  
収入による条件はありません。

### Q いつ給付されますか

申請を受け付けてから、書類等に不備がなければ、1週間程度で振り込みをおこないます。

### Q 本人確認書類は必要ですか

申請書に町が指定した口座が記載されていて、その口座に振り込みを希望される場合は確認書類は必要ありません。  
町が指定する口座と違う口座に振り込みを希望される場合や申請者が世帯主と異なる場合には本人確認書類が必要になります。  
詳しくは役場総務課までお問い合わせください。

### Q 特別定額給付金は、課税対象になりますか

特別定額給付金は、法律により非課税になります。課税はされません。

### Q 給付金の振り込みが完了したときに連絡がありますか

町から振込（予定）日を記載した給付決定通知を郵送します。

その他ご質問等は役場総務課までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。